

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の意義

我が国においては、少子高齢化・人口減少が進展し、単身世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの弱体化など社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。

近年は、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む親の孤立、高齢者・障がい者・子ども等に対する虐待、「8050問題」※1、「老老介護」※2や介護と育児に同時に担う「ダブルケア」※3、子どもが家族の世話などで負担を強いられている「ヤングケアラー」※4など、複合化・複雑化した課題が顕在化しています。

さらに、コロナ禍により、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面し、地域での権利擁護の重要性も改めて浮き彫りになっています。

今後の国の状況を見ると、令和7（2025）年度には団塊の世代が75歳になり、その後さらに、人口減少・少子高齢化が進み、高齢者人口がほぼピークを迎える令和22（2040）年度には、ひとり暮らし世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面しています。

こうした状況は本町でも例外ではなく、行政や福祉事業者が行う支援だけでは限界があり、町民や自治会、ボランティア、NPOなど、さまざまな組織や地域住民が連携して、課題解決に取り組んでいく必要があります。制度・分野ごとの縦割りを越えて、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。

本町では、これまで第1期地域福祉計画（平成21～25年度）、第2期地域福祉計画（平成26～30年度）、第3期地域福祉計画（平成31年度～令和5年度）を策定し、さまざまな施策、事業を計画的に推進してきました。

第4期地域福祉計画（令和6～10年度）は、このような背景を踏まえ、「ともにつながり、支えあいのあるまち」を推進するため、社会活動とつながる交流の推進や包括的な支援体制の整備、交流の拠点・集いの場づくりの支援など、住み慣れた家や地域でその人らしい自立した生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現を目指し、基本的な方向性を明らかにするものです。

※1 8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと

※2 老老介護：高齢者の介護を高齢者が行うこと

※3 ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと

※4 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

2. 地域福祉を取り巻く環境の変化

近年の地域福祉を取り巻く、国や県などの動向を以下に整理しました。

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。」と、「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

平成 30 年に施行された社会福祉法等では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制整備のための地域福祉推進の理念が規定され、また、地域福祉計画が各福祉分野計画の上位計画に位置づけられました。

令和 2 年 6 月の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現を目指すため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援を始め、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などが規定されました。

上記を踏まえ、令和 3 年 4 月に「重層的支援体制整備事業」が施行され、既存の制度施策の分野を超えた「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を目指す新たな取組が開始されました。

◇地域福祉を取り巻く国・県の動向

平成 28 年度	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・地域共生社会の実現が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ・地域力強化検討会の設置 ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業
平成 30 年度	改正社会福祉法施行 ・地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制整備のための地域福祉推進の理念を規定 ・地域福祉計画を各福祉分野計画の上位計画に位置づけ
令和 2 年度	社会福祉法など改正法の可決・成立、公布 ・地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が規定 福島県地域福祉支援計画の策定（令和 3 年 3 月）
令和 3 年度	重層的支援体制整備事業の施行 ・既存の制度施策の分野を超えた「①相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を目指す新たな取組

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定するもので、本町における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向を明らかにするものです。

また、本町の最上位計画である「会津美里町第3次総合計画（後期基本計画）」の方針に基づき関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

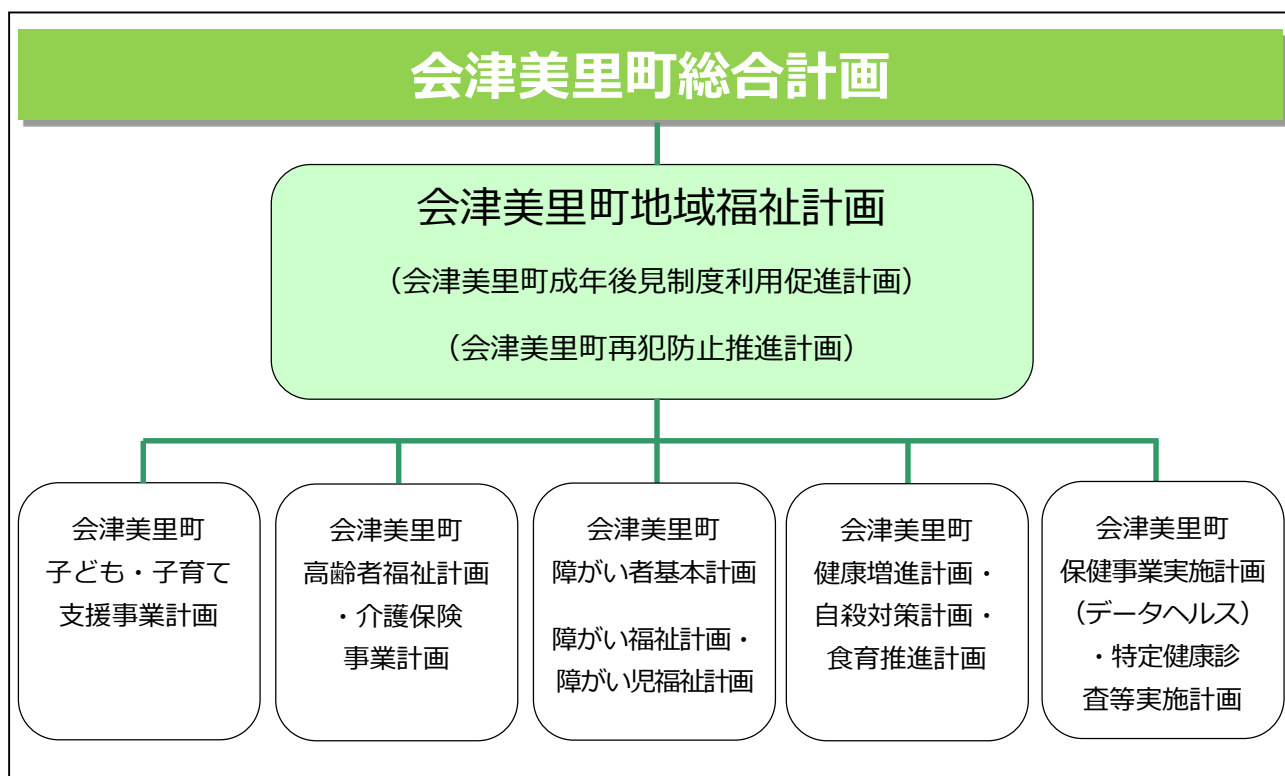
さらに、本計画が包含する以下の計画については、それぞれ次の法律の規定に基づき定めるものです。

①会津美里町成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める「市町村計画」として位置づけます。

②会津美里町再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条の規定に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。



③会津美里町第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年度及び団塊世代の子（団塊ジュニア）が65歳に到達する令和22（2040）年度を見据え、第5期介護保険事業計画から開始した「地域包括ケアシステム」構築の取組みを継承しつつ、「地域共生社会」の実現に向け、医療と介護の連携を図り、高齢者福祉の更なる充実と、介護保険事業の安定的運営を図るための計画です。老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした計画を策定します。

- 基本目標：1. 地域における高齢者に対するサポート体制の強化
2. 介護予防の推進
3. 介護施設の充実
4. 地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現
5. 在宅医療の充実及び在宅医療と介護連携による継続的な支援体制の整備
6. 高齢者福祉サービス体制の確保及び充実
7. 認知症施策の推進

○計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）

会津美里町第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和5年度に、現在の計画の見直しを行い、新たに会津美里町第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定します。

○計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）

④会津美里町第3期障がい者基本計画 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

町では、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、すべての住民の尊厳が守られ、社会の一員として生活し社会参画できるような地域社会の実現を目標に、障がい者施策の基本的事項を定めた「障がい者基本計画」（6年間）及び実施について定めた「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（3年間）を一体的に策定し、本町における障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

【障がい者基本計画】

- 基本方針：1. 啓発・広報
2. 生活支援
3. 生活環境
4. 教育・育成
5. 雇用・就業
6. 保健・医療
7. 自立と社会参加

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

- 基本的理念： 1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等からの地域生活移行、地域生活の継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保

○計画期間：（障がい者基本計画）平成 30 年度～令和 5 年度（6 年間）

（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

会津美里町第 4 期障がい者基本計画

第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

令和 5 年度に、現在の計画の見直しを行い、新たに会津美里町第 4 期障がい者基本計画 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を策定します。

○計画期間：（障がい者基本計画）令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）

（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）令和 6 年度～令和 8 年度（3 年間）

⑤第 3 次会津美里町健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画

町の将来像を実現するための政策の柱の一つである「健やかで人にやさしいまちづくり」を実現するため、町民、行政及び関係機関等が一体となって取り組むための行動計画です。

第 2 次計画の取組みを維持しつつ、町民一人ひとりが心身の健康づくりや食育活動を実践していくための目標として、「基本目標」と具体的な「施策」を示し、健康寿命延伸に向けて、日常生活においてできることから健康づくりを実践し、「安心して健康に暮らせる会津美里町」の実現をめざします。

県が策定する「第 2 次健康ふくしま 21 計画」の計画期間が 1 年延長されたことを踏まえて同様に計画期間を延長することとしました。なお、目標項目の目標年度及び数値の変更は行いません。

【健康増進計画】

- 基本目標： 1. 生活習慣病の発症予防と重症化予防
2. 健康な生活を営むための生活習慣の維持・向上
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

【自殺対策計画】

- 基本目標：1. 心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進
- 2. 自殺予防を支える人材の育成と相談支援の充実
- 3. 関係機関等の連携・協力体制の構築

【食育推進計画】

- 基本目標：1. 生活習慣病の予防につながる食育の推進
- 2. 家庭における共食を通じた子どもへ食育の推進
- 3. 生涯にわたるライフステージに応じた中断のない食育の推進

○計画期間：平成31年度～令和6年度（6年間）

⑥第2期会津美里町保健事業実施（データヘルス）計画・第3期特定健康診査等実施計画

町では健康・医療情報を活用し、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善）に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画であり、特定健診の結果、レセプト等のデータを活用し分析を行うことや、データヘルス計画に基づく事業の評価においても健康・医療情報を活用して策定します。

また、「特定健康診査等実施計画」は保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであるため、データヘルス計画と一体的に策定します。

【保健事業実施（データヘルス）計画】

- 重症化予防の取組：1. 脳血管疾患重症化予防
- 2. 糖尿病性腎症重症化予防
- 3. 虚血性心疾患重症化予防
- 4. 特定健康診査等受診率向上

【特定健康診査等実施計画】

○達成しようとする目標：令和5年度までに特定健康診査受診率 60%、特定保健指導実施率 60%の達成を目標とします。

○計画期間：平成30年度～令和5年度（6年間）

第3期会津美里町保健事業実施（データヘルス）計画・第4期特定健康診査等実施計画

令和5年度に、現在の計画の見直しを行い、新たに第3期会津美里町保健事業実施（データヘルス）計画・第4期特定健康診査等実施計画を策定します。

○計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間）

4. 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5か年計画とします。
また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

計画／年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
地域福祉計画		第3期					第4期				
総合計画	第3次								第4次		
会津美里町子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期					第3期				
会津美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期・第7期		第9期・第8期			第10期・第9期			第11期・第10期		
会津美里町障がい者基本計画	第3期					第4期					
障がい福祉計画	第5期		第6期		第7期		第8期				
障がい児福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期				
会津美里町健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画		第3次					第4次				
会津美里町保健事業実施（データヘルス）計画 特定健康診査等実施計画	第2期・第3期					第3期・第4期					

5. 計画の策定方法

本計画の改定にあたっては、各種調査の実施とともに、町民の地域福祉に関する意向や意識を把握し、それらの結果を計画策定委員会において協議した上で、計画に反映しました。

①計画策定委員会の設置

本町の実情にふさわしい計画内容とするため、福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成する「地域福祉計画策定委員会」を設置し、現状の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を受けて計画に反映しました。

②地域福祉に関するアンケート調査の実施

福祉環境や福祉活動について地域の実情や意識・意向などを把握するために、令和4年8月にアンケート調査を実施しました。

③団体等の活動状況調査

地域福祉に関連のある団体や事業所等へ、その活動や地域の状況などに対する困りごとや解決策などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

④取組内容の見直し

現行計画である第3期計画における各種取組内容の現状を把握するために、関連各課で点検・評価を実施しました。

⑤町民懇談会の開催

地域に住む町民の思いや、理想の地域像の実現に向けた望ましい活動などを把握し、計画の基礎資料とするために、町内を3地区に分け、各3回、ワークショップ方式による懇談会を開催しました。



⑥パブリックコメントの実施

計画策定委員会で協議・調整を経た計画案を、町のホームページで公開するほか、各庁舎等に設置し、広く町民から意見・要望等を聴取しました。

